

役員及び評議員の報酬等に関する規程

緑新会役員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人緑新会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員等（評議員及び評議員選任・解任委員）に対する報酬、費用弁済について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 理事長は、法人を代表し、法人、施設並びに各事業所を統括するものとする。

2 理事長は職員と兼務し、当該法人の人事労務、財務、運営等の職務を分掌する。

(当法人との併給)

第3条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役職の役員報酬は、別表1のとおりとする。

(理事会及び評議員会又は評議員選任・解任委員会への出席)

第4条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したとき、又は評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表2により報酬および実費支弁費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費支弁費の額を超えた場合には、その実費とする。

(監事の報酬及び実費支弁費)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を、指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬および実費支弁費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費支弁費の額を超えた場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表4により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要に応じ事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(附 則)

この規則は平成19年4月1日より施行する。

この規則は平成27年12月10日より改正施行する。

この規則は平成29年3月25日に改正し、平成29年1月1日より施行する。

この規則は平成29年6月16日に改正し、平成29年4月1日から施行する。

この規則は令和元年6月21日に改正し、令和元年6月22日から施行する。

別表1 理事長報酬の算定

項 目	役員報酬額
理事長報酬(月額)	100,000円

別表2

理事会・評議員会・評議員選任・解任委員会出席実費支弁費	
区分	費用弁償
理 事	3,000円
監 事	3,000円
評議員	3,000円
評議員選任・解任委員	3,000円

別表3

報酬及び費用弁償	
区分	日額報酬
理 事	10,000円
監 事	5,000円
評議員	5,000円

別表4

出張による報酬および旅費		
区分	日額報酬	旅費
理 事	15,000円	実費
監 事	10,000円	
評議員	10,000円	

(注) 評議員に対して、各年度の総額が一人30,000円を超えない範囲で支給することができる。